

通告後も、継続的な支援を

通告後も当該幼児児童生徒が普段と変わったことがないか、学校において継続して注意深く見守っていくとともに、幼児児童生徒の様子で不自然な点があれば、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に相談するようにしてください。

子供への関わり方

- ◆子供の言動の背景をよく理解し、学校で安心して過ごせるように受容的に接する。
- ◆スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携しながら心のケアに努める。

保護者との関わり方

- ◆行為を非難したり、一方的にアドバイスしたりしないで、話を聞き、保護者を支援する姿勢を示す。
- ◆ただし、保護者から威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合は、複数の教職員で組織的に対応するとともに、市町村、児童相談所、警察等の関係機関や弁護士等の専門家と連携しながら、子供の命を守りぬく姿勢で毅然とした対応をすることが重要。
- ◆通告したことや児童相談所等との連絡内容は、漏らさない。アンケート等、虐待に関する個人の記録も、子供の安全を守る観点等から、法令に照らして不開示を検討する。

関係機関等との連携

- ◆市町村・児童相談所からの依頼、助言に基づき、子供や保護者への支援など学校としてできる支援策を検討する。
- ◆在宅での支援の際は、普段と変わったことがないか継続して見守っていくとともに、不自然な点（不自然な外傷、理由不明な欠席等）があれば、児童相談所や市町村に通告する。
- ◆保護者等から欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、速やかに関係機関に情報提供を行う。
- ◆子供が進学や転校等をする場合は、情報を提供し、切れ目のない支援につなげる。

（児童相談所の連絡先）【※児童相談所全国共通ダイヤル 189】

中央児童相談所 043-253-4101 成田市、佐倉市、習志野市、市原市、八千代市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
市川児童相談所 047-370-1077 市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、浦安市
柏児童相談所 04-7131-7175 松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
鎌子児童相談所 0479-23-0076 鎌子市、旭市、匝瑛市、香取市、神崎町、多古町、東庄町
東上総児童相談所 0475-27-1733 茂原市、栗金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町
長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町
君津児童相談所 0439-55-3100 館山市、鴨川市、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南総市、巖南町
千葉市児童相談所 043-277-8880 千葉市

市町村児童虐待担当窓口・・・本校の市町村の虐待担当課の電話番号を確認しておきましょう。

（【TEL】 ）

（その他にも）

福祉事務所（市町村を所管する健康福祉センター〈保健所〉）（【TEL】 ）

児童家庭支援センター（【TEL】 ）

警察（【TEL】 ）

中核地域生活支援センター（【TEL】 ）

教職員だからこそ気づける 児童虐待のサイン

「いつもと違う」 を見逃さない！



教職員のための児童虐待対応リーフレット

令和元年 8 月

千葉県教育委員会



オレンジリボンには、子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

<学校・教職員の役割>

早期発見・早期対応と速やかな通告

子供が、多くの時間を過ごす学校や幼稚園等の教職員は、子供の変化に気づきやすく、児童虐待を発見しやすい立場にあり、児童虐待防止法第6条には市町村（虐待対応担当課）や児童相談所への通告の義務が定められています。

学校が通告を判断するに当たってのポイント

1. 確証がなくても通告すること（児童虐待防止法第6条第1項）

（誤りであったとしても責任は問われない）

2. 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること

3. 保護者との関係よりも子供の安全を優先すること

4. 通告は守秘義務違反に当たらないこと（児童虐待防止法第6条第3項）

※虐待の確証がないことや保護者との関係悪化を懸念して、通告をためらってはなりません。

※通告を受けた市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は、通告者に関する情報について保護者を含めて明かすことはありません。（児童虐待防止法第7条）

【学校における児童虐待への対応の流れ～発見から通告まで～】

(1) 早期発見

- ◆児童虐待のサインを見逃さない。
（「いつもと違う」は、虐待のサイン）
- ◆チェックリストに該当するものがあれば、児童虐待の可能性を疑う。
- ◆幅広く情報収集に努める。
（アンケート、教育相談、家庭訪問、地域の方々等からの情報等）

(2) 直ちに管理職へ報告・相談

- ◆一人で抱え込まず、速やかに管理職へ報告する。
- ◆子供本人が口外しないことを希望したとしても、「あなたを守るためである」ことを伝え、必ず報告をする。

(3) チームとして早期対応

（メンバー）

- 管理職・虐待対応担当教諭・養護教諭・学級担任・学年主任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等
- ◆管理職のリーダーシップのもと、組織的に対応する。
- ◆可能な範囲で速やかに関係職員を集め、情報収集し、事実関係を整理する。
 - ・子供の氏名、学年、性別、年齢、住所、出席状況、友人関係
 - ・保護者の氏名、子供との関係、家庭の状況
 - ・前籍校等からの情報
 - ・外傷や症状（誰から、いつから、どのように）
 - ・外傷や症状に関する本人の説明（あれば）

(4) 関係機関への通告（※子供の安全を最優先に、確証がなくても通告）

チェックリスト
【児童相談所へ通告する場合】
①～④に該当

チェックリスト
【警察に通報する場合】
①～④に該当

チェックリスト
【緊急的な支援を要する場合】に
該当しないが、虐待が疑われる場合

児童相談所

警察

市町村
（虐待対応担当課）

※いずれにおいても、通告・通報したことを教育委員会等に報告

児童虐待の早期発見チェックリスト

緊急的な支援を要する場合

【児童相談所へ通告する場合】

チェック欄	子供の様子
	①明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる。 （打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけど など）
	②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる。 （栄養失調、医療放棄など）
	③性的虐待が疑われる。
	④子供が帰りたくないと言っている。 （子供自身が保護・救済を求めている）

【警察に通報する場合】

チェック欄	子供の様子
	①明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる。 （打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけど など）
	②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる。 （栄養失調、医療放棄など）
	③性的虐待が疑われる。
	④その他、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる。

児童虐待リスクのチェックリスト

※複数該当する場合は、児童虐待の可能性あり

【子供の様子】

チェック欄	子供の様子
	繰り返し頭痛、腹痛、便秘などの体調不良を訴える。
	警戒心が強い、視線が合わない、顔色をうかがうなど、精神的に不安定である。
	表情が乏しい、受け答えが少ない、ボーっとしている。
	落ち着きがない、乱暴である、すぐにカッとなる、かんしゃくを起こす。
	友達と遊べず、孤立しがち。
	過度なスキンシップ、必要以上に丁寧な言動が見られる。
	保護者の前で態度が違う。（顔色をうかがう、落ち着かない、いなくなると明るくなるなど）
	からだや衣服の不潔感、におい、髪を洗っていない、虫歯、衣服の汚れが見られる。
	過度に食べる、食欲不振などの様子が見られる。

【保護者の様子】

チェック欄	保護者の様子
	理想の押しつけ、発達にそぐわない厳しいつけ、行動制限、差別的な発言が見られる。
	育児に無関心、または拒否的である。
	精神科への受診・相談歴、アルコール依存・薬物の使用歴がある。
	些細なことで激しく怒る、被害者意識が強い、事実と異なった思い込みがある。
	他児の保護者との対立が頻回にある。
	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子供に会わせない。
	欠席の理由や子供に関する説明に不自然なところが多い。
	学校行事への不参加・連絡をとることが困難である。

【家族・家庭の状況】

チェック欄	家族・家庭の状況
	夫婦間の口論、言い争い、けんかなど、家族不和がある。
	家中ゴミだらけ、異臭、放置された多数の動物が飼育されている。
	理由のわからない頻繁な転居がある。
	近隣との付き合い、支援機関などとの関わりなどを拒む。